

資料

平成19年9月19日（水）10時から  
基地対策特別委員会 資料

案 件

1. 千歳市日米共同訓練に関する庁内会議の設置・・・・・・・・・・別紙1
2. 再編交付金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

## 千歳市日米共同訓練に関する庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 千歳市内において実施される日米共同訓練に関する庁内の連絡調整等を行うため、千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（以下、「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議の所掌事項は、日米共同訓練に係る次のとおりとする。

- (1) 訓練計画等の把握に関すること。
- (2) 安全対策に関すること。
- (3) 市民に周知及び、騒音状況等の調査に関すること。
- (4) その他、市民生活に重要な影響を与えると認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者、市長部局の部長、市立市民病院事務局長、消防長、教育部長、水道局長その他市長が指名する者をもって構成する。

(議長及び副議長)

第4条 庁内会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、市長をもって充て、副議長は、副市長、公営企業管理者及び教育長をもって充てる。
- 3 議長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、副市長である副議長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。

- 2 庁内会議には、議長の承諾を得て、代理の者を出席させることができる。
- 3 議長は、必要に応じ関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務を行うため事務局を企画部に置き、事務局長は企画部次長をもって充てる。

- 2 事務局は空港・基地課、危機管理課、環境課をもって充てる。

(部会)

第7条 専門的な事項を審議するため、必要に応じて庁内会議に部会を設置し、その名称、所掌事項、構成員及び庶務担当課は次のとおりとする。

名称	所掌事項	構成員	庶務担当課
在日米軍再編に係る地域振興策検討部会	地域振興策等の検討等	企画部次長（座長） 総務部次長（副座長） 市民環境部次長 保健福祉部次長 産業振興部次長 建設部次長 教育部次長 水道局次長 市立千歳市民病院事務局次長 消防本部次長 企画部企画課長 総務部財政課長 企画部参事	企画課
安全対策部会	事件・事故等に関する連絡調整等	総務部次長（座長） 総務部危機管理課長（副座長） 建設部道路管理課長 消防本部警防課長 総務部参事 市立千歳市民病院事務局総務課長	危機管理課
市民周知・騒音対策部会	市民への周知及び騒音状況の確認等	市民環境部次長（座長） 市民環境部環境課長（副座長） 企画部空港・基地課長 企画部広報広聴課長 市民環境部市民生活課長 企画部参事 教育部企画総務課長	環境課

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議及び部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

### 千歳市日米共同訓練に関する庁内会議

議 長 市 長

副議長 副市長

〃 公営企業管理者

〃 教育長

委 員 企画部長

〃 総務部長

〃 市民環境部長

〃 保健福祉部長

〃 産業振興部長

〃 建設部長

〃 病院事務局長

〃 消防長

〃 教育部長

〃 水道局長

事務局

事務局長 企画部次長

事務局次長 空港・基地課長

〃 危機管理課長

〃 環境課長

事務局書記 基地係長、防災係長、環境保全係長

# 再編交付金の概要について

平成19年8月

# 1 再編交付金の交付対象市町村の指定について

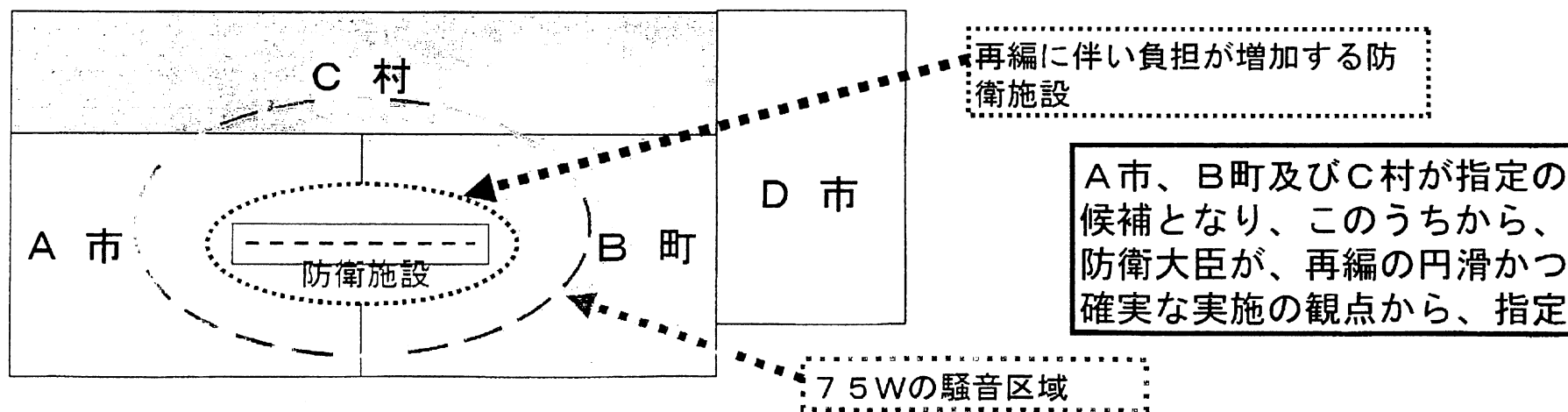
## ア 再編交付金の交付対象となる市町村の基準

- ① 再編により負担が増加する防衛施設(注1)が所在する市町村のほか、
- ② 再編の内容が航空機部隊の移転や航空機の訓練移転の場合には、所在市町村に隣接する市町村及び隣々接市町村までの範囲の市町村のうちから、負担の増加する市町村として、航空機による騒音が一定レベル(75W)以上となる市町村が指定の候補となる(再編の内容が航空機部隊の移転の場合には、航空機の進入直下となる隣接市町村も指定の候補となる。)(資料1参照)。(以上のうち、下線部分は、政令で規定)

## イ 再編関連特定周辺市町村の指定の仕方について

まず、再編に伴い負担が増加する防衛施設(再編関連特定防衛施設)を、関係行政機関の長と協議の上、防衛大臣が指定し、

これを前提として、上記の指定の候補となる市町村のうちから、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める場合(注2)に、防衛大臣が、関係行政機関の長と協議の上、指定する。



(注1)再編に関連する防衛施設ごとに、負担の増加と減少を点数に置き換えて足し引きし、負担がプラスとなった防衛施設を防衛大臣が指定。

(注2)市町村長が再編に一定の理解を表明し、市町村において当該姿勢を保持している場合が典型的な場合であるが、それに限定されるものではなく、再編の円滑かつ確実な実施に資するか否かという観点から判断。

## 2. 再編交付金の交付の基本的な仕組みについて

(以下は、政令で規定(進捗率の数値は除く。))

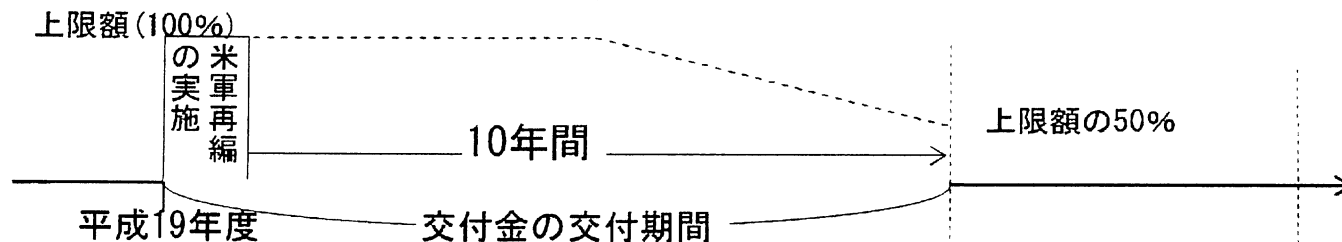
ア 防衛施設の面積の変化、施設整備の内容、航空機等の数の変化、人員数の変化等を基礎として、交付額を算定し、市町村に対する交付額は、この再編に伴う負担の程度に応じたものとなるようにする。

(これにより、交付期間が当初10年であったものが進捗が遅れて当初の予定を超えた(例えば12年)場合でも、それによって交付額が増えるようなことがないよう措置する。)

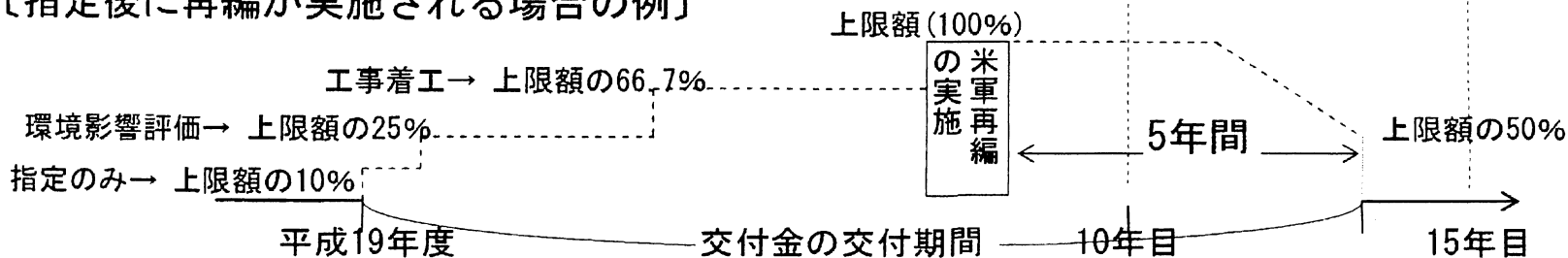
イ 再編が実施された年(訓練移転であれば、訓練が実施されたとき)の翌年度の交付額を交付の上限として、再編の進捗状況に応じて交付額を逡増させる。また、再編の実施後は、経過した期間に応じて交付の終了までの間、交付額を減額させる。

ウ 再編事業の進捗に支障が生ずる場合には、交付額を減額し、または交付額を零とすることができる。

### [指定時点で再編が実施されている場合の例]



### [指定後に再編が実施される場合の例]



### 3. 交付額の算定の考え方について

(以下は、政令で定められた方針に基づき省令で規定)

ア 再編に伴う負担の増加と減少を、以下の項目ごとに点数付けし、加点と減点の合計で市町村ごとの負担の点数を計算する(資料2参照)。

- ① 防衛施設の面積の変化
- ② 飛行場や港湾等の施設整備の状況
- ③ 航空機・艦船の数や種類の変化、PAC3の配備状況
- ④ 人員数の変化
- ⑤ 訓練のための防衛施設の使用の態様の変化

(なお、1防衛施設に関連市町村が複数あるときは、市町村数も考慮する。)

イ 再編事業の進捗の段階に応じた進捗率を、以下のよう設定する。

- ① 再編の受入れ (10%)
- ② 環境影響評価への着手 (25%)
- ③ 工事への着工 (66.7%)
- ④ 再編の実施 (100%)

また、再編の実施からの経過した期間に応じて、交付額を段階的に減額させ、交付終了時点で上限額に対して50%となるようにする。

ウ 負担の点数に進捗率を加味した上で、年度ごとの予算の範囲内で交付額を定めて交付する。

(SACO交付金における交付額を参考として、負担1点当たりの交付の基準となる額を算定し、これに各市町村の負担の点数を乗じて交付額を定める。)

#### 4. 交付に当たっての留意事項について

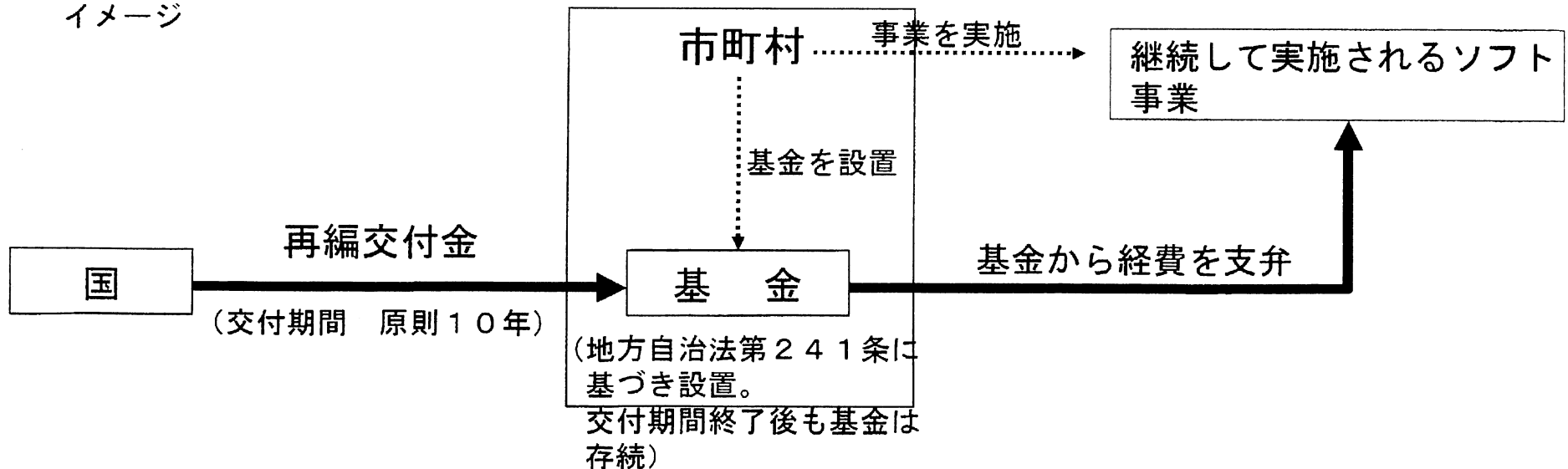
(以下は、政令で規定)

ア 二年度以上継続するソフト事業を実施する場合には、同事業が再編交付金の交付期間を超えて行われる可能性も考慮し、爾後に市町村の財政を圧迫することがないように、同事業を実施する上で必要な金額の基金を設け、基金から支弁することとする。

イ 助成対象事業を行おうとする地域は、市町村の区域内において、再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域とする。

ウ 市町村が毎年度経常的に行っている事業で、再編の円滑な実施に資するよう特別に実施するとはいえないものに、再編交付金を充てることはできないものとする。

(参考) 基金による事業の実施のイメージ





## 5. 助成対象事業について

(事業の具体的な範囲は、政令で規定)

○ 交付金の助成対象事業について、施設整備とソフト事業の双方を念頭において、幅広く規定。

(事業の具体例)

- ① 住民に対する広報に関する事業 (米軍再編広報パンフレット、地元説明会の実施)
- ② 国民保護及び防災、住民生活の安全の向上に関する事業 (緊急通報システム、防犯カメラ設置)
- ③ 情報通信の高度化に関する事業 (住民と行政とのオンライン化推進)
- ④ 教育、スポーツ、文化の振興に関する事業 (公民館・図書館の整備、技能教育セミナーの実施)
- ⑤ 福祉の増進及び医療の確保に関する事業 (託児所、巡回介護車整備)
- ⑥ 環境衛生の向上、環境の保全に関する事業 (ゴミ減量化対策、珊瑚の保護・育成)
- ⑦ 交通の発達・改善に関する事業 (コミュニティ・バスの運行、道路整備)
- ⑧ 公園・緑地、良好な景観の形成に関する事業 (空港周辺の緑地帯の整備、街路樹の整備、公園整備)
- ⑨ 企業の育成及び発展等を図る事業 (地場特産品開発支援などの事業)
- ⑩ その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの



No.	交付対象事業	参考（政令第二条の交付対象事業の例示）
一	住民に対する広報に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米軍再編広報事業 広報車等の整備、広報パンフレット作成、説明会開催及びこれに類する事業</li> <li>○ 行政活動広報事業 各種行政情報のオンライン提供及びこれに類する事業</li> </ul>
二	国民の保護のための措置に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第47条第2項の規定による有事関連情報に係るJ・A・L・E・R・Tの整備、同法第99条の規定による緊急通報システムの整備、国民保護計画の策定に関する調査研究（避難誘導のシミュレーション等）、国民保護訓練の実施、住民用防毒マスクの整備、市町村の医療機関における特殊医薬品の調達・備蓄倉庫等の整備及びこれに類する事業</li> </ul>
三	防災に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域防災事業 有線ラジオ放送、無線施設、サイレン警報施設、防火水槽、消火栓、火災報知器、可搬式消防ポンプ、消防自動車、パトロール車、食糧備蓄倉庫等の整備、防災パトロール、防災教育啓発、防災訓練及びこれに類する事業</li> </ul>
四	住民の生活の安全の向上に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活安全事業 緊急通報システム、防犯カメラの設置、パトロール車の整備、防犯パトロール、防犯教育啓発及びこれに類する事業</li> </ul>
五	情報通信の高度化に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政の情報化推進事業 住民・事業者からの申請、照会の受付、公文書の発給等のインターネットの利用又は専用端末の設置によるノウハウ化、行政機関内部の情報通信ネットワークの整備及びこれに類する事業</li> <li>○ 高度情報通信ネットワーク形成事業 光ファイバー網の整備、高度情報通信ネットワーク形成に関する調査研究及びこれに類する事業</li> </ul>
六	教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育・スポーツ及び文化関連施設整備事業 学校及び各種学校、屋外運動場、公民館、図書館、地方歴史資料館等の整備及びこれに類する事業</li> <li>○ 伝統、芸術その他文化の保護、継承事業 祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業</li> <li>○ 地域資源利用魅力向上事業 観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業</li> <li>○ 観光資源開発事業 観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業</li> <li>○ 地域おこし事業 まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業</li> <li>○ イベント支援事業 音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業</li> <li>○ 住民参加活動支援事業 NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業</li> <li>○ 人材育成事業 各種研修の情報提供、各種研究会開催、専門学校・大学等への進学や留学、研修機関における研究の受講のための奨学金制度の設置、姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業</li> </ul>
七	福祉の増進及び医療の確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉サービス提供事業 老人福祉施設、保育園、託児所等の整備、インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業</li> <li>○ 老人福祉事業 ホームヘルパー派遣、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業</li> <li>○ 障害者福祉事業：デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業</li> <li>○ 育児支援事業：育児カウンセリング、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業</li> <li>○ 保育事業：児童館における活動及びこれに類する事業</li> <li>○ 医療体制向上事業 病院、診療所、保健所、母子健康センター、救急車、巡回診療車の整備及びこれに類する事業</li> </ul>
八	環境衛生の向上に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境衛生事業 上水道、火葬場等の整備、防疫、除染及びこれに類する事業</li> </ul>
九	交通の発達及び改善に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通関係事業 市町村道、除雪車、橋梁、街路灯、歩道橋、ガードレール、渡船施設、歩道、交通案内表示・システム等の整備、交通安全講習会開催及びこれに類する事業</li> <li>○ 地域内移動網運営事業 地域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業</li> </ul>
十	公園及び緑地の整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園・緑地整備事業 都市公園、緑地帯の整備及びこれに類する事業</li> </ul>
十一	環境の保全に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境保全事業 一般廃棄物処理施設、ゴミ収集車、し尿処理収集車、下水道、排水路、公衆便所、道路清掃車、リサイクル施設、農地保全施設（防風施設等）等の整備、ゴミ減量化対策（地域住民が購入する生ゴミ処理機への補助等）、希少動植物保護、リサイクル推進・環境保全PR及びこれに類する事業</li> <li>○ 地域森林整備事業 植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業</li> <li>○ 公害防止事業 土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業</li> </ul>
十二	良好な景観の形成に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観整備事業 都市環境設計及びこれに類する事業</li> </ul>
十三	企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業関連施設整備事業 農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所又は共同作業所、市場、養魚施設、織物・窯業等工場産業の保護・育成のための施設等の整備及びこれに類する事業</li> <li>○ 工場産業振興支援事業 特産品紹介、技術情報の発信、特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援、工場特産品に係る製造技術の実証・導入、工場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業</li> <li>○ 地域内就業支援事業 Uターン、Iターン就職支援、地域職業情報の提供、ワーカーサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業</li> <li>○ 地域の産業の近代化及び活性化事業 農業・畜産業・林業・水産業・鉱工業及び商業の経営の近代化に係る事業、産業近代化に係る調査、広報及び研修事業</li> <li>○ 地域の産業関連技術の振興事業 地域産業関連技術に係る職業訓練施設の整備事業、地域産業関連技術に係る生産・加工技術研究開発事業、産業関連技術振興に係る調査、広報及び研修事業</li> <li>○ 公共施設利用促進支援事業 港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業</li> </ul>
十四	生活環境の整備に関する事業で簡施設庁長官が定めて告示するもの	<p>第一号から第十三号までに該当しない事業であって、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与すると認められる事業</p>